

議第86号

三島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

三島市税賦課徴収条例（昭和26年三島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第15条の3を附則第15条の4とし、附則第15条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第15条の2第1項」を「附則第15条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項」を「並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項」に、「附則第15条の2第1項」を「附則第15条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第15条の2第1項」を「附則第15条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等」を「特定給付補填金等」に改め、同項第4号中「附則第15条の2第1項」を「附則第15条の3第1項」に改め、同条第3項中「第32条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第15条の2第3項」を「附則第15条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項」を「並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項」に、「附則第15条の2第3項」を「附則第15条の3第3項後段」に改め、「、第33条の8第1項中「第32条第4項」とあるのは「附則第15条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第15条の2第3項」を「附則第15条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第15条の2第1項」を「附則第15条の3第3項後段」に、「条約適用利子等の額」を「条約適用配当等の額」に改め、同条第6項中「附則第15条の2第3項」を「附則第15条の3第3項前段」に改め、同条を附則第15条の3とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第15条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第15条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第33条の5から第33条の7まで、第33条の8第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の6第1項前段、第33条の7、第33条の8第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第15条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若し

くは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第1条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第32条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで

に提出されたもの)に限り、その時まで提出された第35条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第15条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第33条の5から第33条の7まで、第33条の8第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の6第1項前段、第33条の7、第33条の8第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第15条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第1条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

第 1 条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

第 2 条 改正後の三島市税賦課徴収条例附則第15条の2の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

平成28年11月29日提出

三島市長 豊岡 武士